

勝山市監査公表第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和8年2月20日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

勝山市監査委員 丸山 忠男

記

1. 監査の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 監査の種類 | 定期監査 |
| (2) 監査対象 | 令和7年度第二次分
上下水道課、商工文化課、総務課、財政課、市民課、
消防署、建設課、営繕課 |
| (3) 監査期間 | 令和7年9月5日～令和7年11月26日 |
| (4) 監査対象年度 | 令和6年度、令和7年度（一部） |
| (5) 監査対象事項 | 財務事務等 |
| (6) 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係帳簿・書類の調査、実査及び監査調書に基づく質問による方法で実施した。 |

2. 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行状況について監査の結果、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

ただし、事務の一部において注意、検討又は改善を要する点が見受けられたので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、軽易な事項については、監査時に指導を行い改善するよう伝えたので、その記述は省略した。

各課等に対する主な個別の指摘事項等については、以下のとおりである。

《上下水道課》

【指導事項】

1. 不適切な配管、無届による上下水道の使用について

下水道における不適切な配管について、事案判明後、直近の5年間分は使用料として、それ以前の分は、下水道条例第20条の規定により、使用料相当分を過料として徴収している事例が見受けられた。また、上下水道ともに無届使用となっていた事例については、水道使用料は10年分、下水道使用料は5年分を遡及して徴収するが、過料は科さないとする事例が見受けられた。

勝山市水道事業給水条例及び下水道条例において、詐欺及びその他不正の行為に対する過料規定がそれぞれに定められているが、事案が判明した場合の措置や、過料の額の妥当性について再度検討するよう求めた。

2. 下水道使用料の賦課漏れについて

下水道使用料の賦課漏れについて、再計算による追加請求が見受けられた。

システムの入力誤りが主因とのことであるが、入力内容の再確認を徹底するなど、適正な事務執行に努めるよう求めた。

【所見】

1. 水道事業の定期預金について

水道事業の定期預金について、今後の金利状況を注視され、預入期間等を検討するよう求めた。

2. 下水道事業会計の決算について

下水道事業会計については、令和6年度から地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業会計へ移行したところである。

決算状況を鑑みるに、その経営のため、一般会計からの補助や負担が必要な状態が続くと見受けられるが、今後の方向性を検討され、健全な会計の持続に努めるよう求めた。

《商工文化課》

【指摘事項】

1. 実行委員会での備品購入について

市からの委託料を事業費とし、市が事務局を取扱う実行委員会において、備品を購入している事例が見受けられた。

当該実行委員会は、御開帳記念にぎわい創出事業実施のため期間を限定して設置された団体であり、財産に関する規定は整備されていない。

短期間での目的達成のためとはいえ、委託料から備品を購入することは望ましくなく、また、実行委員会解散後その帰属に疑義が生じていることから、市職員が実行委員会形式での事業に従事する際には、経理事務の適正化が図られるよう指導するよう求めた。

【指導事項】

1. 定期監査結果の共有の徹底について

前年度の定期監査において、民営化予定金融機関への預託金に関して、担当課の認識が十分ではないように見受けられた。

また、補助金の返還事務については、既に市長措置報告がなされており、令和7年度においてもリスク分析及び対応のチェックリストの項目とされているが、債権管理に努めるに留まっており、具体的な対応については不明確であった。

令和7年度においても、契約及び財務事務において不備が散見されたことから、監査結果について課内での共有を徹底され、その措置についても適切に対応するよう求めた。

2. 補助金交付団体の継続調査について

商業施設出店促進事業補助金（賃借料）について、要綱では、補助金の交付期間は36月間とするが、開業後5年間は、毎年事業経過報告書の提出を義務付けることとされている。

当該事業の成果検証のため、交付決定の際の審査はもとより、補助金交付後も継続して調査分析を行うよう努めるよう求めた。

3. 地域おこし協力隊に係る事務について

地域おこし協力隊設置要綱に基づき委嘱された隊員について、月別活動報告書における活動時間と活動用距離の整合がなく、確認が不十分と見受けられる事例があった。

活動旅費等に要する経費は、地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱において別途補助対象経費として定められているが、長期間や突発的な出張等については、事前に報告を受けるなど対応を検討するよう求めた。

【所見】

1. 補助金返還金の債権管理について

移住促進家賃助成事業補助金返還金について、時効により債権が消滅することのないよう、債権回収に向けた取り組みを継続するよう求めた。

なお、私債権に係る督促状の発出やそれに伴う遅延損害金等について、債権管理条例等の規定に基づき適切な事務処理に務めるよう求めた。

《総務課》

【所見】

1. 行政文書の開示について

市が保有する情報の開示については、情報公開条例等の規定に基づき実施されているところであるが、条例に定める「行政文書」及び「例外として開示しないことができる行政文書」について、その対象の判断が困難とされる事例が見受けられた。

庁内での統一を図るためにも、取扱いについて検討するよう求めた。

2. 人事評価制度について

人事評価制度の運用については、委託による研修が実施されているものの、その事務が単調化してきているように見受けられた。

費用対効果を上げる観点から、人材育成のツールとしてはもちろん、人事考課としての更なる活用を検討するよう求めた。

《財政課》

【指導事項】

1. 契約事務について

小規模修繕について、提出期限を過ぎて受領した見積書に、市職員が提出期限の日を記入していた事例が見受けられた。

本事例については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の理由により選定先が1者単独であったこと、見積金額が伺い額以内であったことから請負者を決定していたが、不適切な処理であり、今後同様の事例を生じさせないように注意するよう求めた。

2. 各種書類における日付について

各種書類において、支出負担行為の認識誤りによる処理、決裁日が記入された契約締結伺、旅行命令書の日付相違など、日付の記載誤りが散見された。

特に契約及び財務事務においては、日付の重要性を再認識され、整合性がとれているか十分に確認するなど、適切な事務処理を徹底するよう求めた。

3. 公用車の管理について

複数の公用車を集中管理するにあたり、運転日誌において、車両責任者の使用日毎の確認がなく、所属長が月報で確認する体制とされていた。

日常点検整備の必要性を改めて認識されるとともに、庁用自動車管理規程に基づき、適正な公用車の管理に努めるよう求めた。

《市民課》

【指導事項】

1. 郵便切手の管理について

市民課では、主に公用請求の返送用として郵便切手を使用しているが、その他の業務において、受払簿の未整備が見受けられた。

郵便切手については、換金性が高く、現金に準じた適切な管理が求められることから、受払簿を整備し、使用記録及び残数確認に務めるよう求めた。

2. 備品の適正な管理について

購入した備品のうち、カーブミラーの備品登録がされていなかった。

備品については、検収後速やかに登録を行い、財務会計システムにおける登録内容と現存備品が整合するよう適正に管理するよう求めた。

【所見】

1. 助成金を利用した設備投資等に係る償却資産について

企業立地助成金等の補助対象として取得した償却資産について、助成金の交付を受けたにも関わらず固定資産税の申告漏れとなることのないよう、関係各課と連携して適正に対処するよう求めた。

2. 診療報酬不正受給に関する対応の継続について

診療報酬の不正受給については、把握した債務者の情報をもとに、適正に対応するよう求めた。

《消防署》

【指導事項】

1. 砂消しゴムの使用について

債権者から受領した請求書について、日付けを砂消しゴムで修正している事例が見受けられた。

会計事務規則及び会計事務の手引きを再確認され、不適正な加筆修正を行わないよう徹底するよう求めた。

《建設課》

【指導事項】

1. 砂消しゴムの使用について

工事設計書について、砂消しゴムで修正している事例が見受けられた。

会計事務規則第 95 条の規定を準用し、不適正な加筆修正を行わないよう徹底するよう求めた。

2. 監査資料の確認について

定期監査で提出を求めている資料のうち、公用自動車管理状況調べについて、運転日誌における距離数等と整合しないものが見受けられた。

資料提出の際は、記載内容を確認して提出されるよう求めた。

【所見】

1. 歩道の管理について

ブロック敷きで再整備された元禄線の歩道について、除雪等による傷が見受けられた。

景観を守る観点からも、その管理に留意するよう求めた。

《営繕課》

【所見】

1. 定住促進住宅使用料の滞納整理について

定住促進住宅使用料（家賃等）について、3年以上未収となっている事案が見受けられた。

勝山市定住促進住宅管理条例及び勝山市債権管理条例等の規定に基づき、適切な折衝や必要な手続を進め、債権回収に努めるよう求めた。

2. 市営住宅等使用料の納付方法について

市営住宅等使用料の納付については、入居者の9割以上が口座振替を利用していると報告を受けたが、依然として納付書を使用しているケースも見受けられた。

事務の省力化の観点から、全員が口座振替となるよう努めるよう求めた。